

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、岐阜県庁前公園北駐車場用地の賃貸借に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知のうえ、入札書を提出されるようお願いいたします。

### 1 入札物件

#### (1) 件名

岐阜県庁前公園北駐車場用地の賃貸借

#### (2) 賃貸借場所及び面積（詳細は別紙のとおり）

所在地	地目	貸付面積
岐阜市藪田南2丁目1番1号の一部	宅地	649.7 m <sup>2</sup>

### 2 入札参加者の資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑦までのいずれにも該当しないこと。
  - ① 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ② 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
  - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している法人
  - ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用してしている法人
  - ⑤ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人
  - ⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
  - ⑦ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用してしている法人

- (4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加申込期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 岐阜県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 駐車場の管理運営業務において、3年以上の実績を有していること。

### 3 貸付に関する条件

#### (1) 貸付方法

地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付とします。

なお、契約は民法601条に基づく賃貸借契約とし、借地借家法の規定の適用はないものとします。

#### (2) 指定する用途

平地による有料駐車場（4台分については公園利用者等用（時間貸し、2時間無料）とし、残り20台（うち3台は軽自動車専用）については、月極、時間貸しを問いません。）

#### (3) 貸付期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間

※駐車機器の設置及び撤去等に要する期間は貸付期間に含まれます。（貸付対象物件すべてを対象とします。）

#### (4) 賃貸借料

賃貸借料は、入札により決定した金額とします。

なお、消費税の増税など経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃借料の改定を行うことができるものとします。

#### (5) その他の費用

有料貸駐車場の設計、整備、運営、維持管理、修繕等にかかる費用については、賃貸借料とは別に借受者の負担とします。

#### (6) 転貸等の禁止

借受者は、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れし、若しくは担保に供し、又は営業の一括委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務等については、県の承認を受けて、業務の一部を委託することができます。

#### (7) 使用上の制限等

ア 借受者は、貸付対象物件の使用に当たり、この土地を改変することはできません。ただし、あらかじめ県から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。

イ 借受者は、貸付対象物件及び設置した工作物を有料貸駐車場以外の目的に使用することはできません。

ウ 借受者は、貸付対象の土地に建物を設置することはできません。

エ 県庁前公園の北入口部分には、駐車スペースを造ることはできません。

(8) 借受者の義務

ア 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象物件を使用してください。

イ 借受者は、貸付対象物件を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。

ウ 借受者は、県が貸付対象物件の管理上必要な事項を借受者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

エ 借受者は、貸付対象物件の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮しなければなりません。

(9) 関係法令の遵守

借受者は、法律及び条例等の関係法令を遵守してください。

(10) 個人情報の保護

借受者が管理業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に努めてください。

(11) 守秘義務

借受者は管理業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、管理業務終了後も同様とします。

(12) 業務の継続が困難となった場合の措置について

借受者との契約期間中において、借受者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

ア 借受者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

借受者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。

イ その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び借受者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、協議により契約を解除できるものとします。

なお、契約の解除などにより次期借受者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

(13) 契約の解除

県は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、県又は第三者に損害を与えたときは、すべて借受者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

ア 借受者が(7)の記載事項に違反、あるいは(8)に記載の義務を果たさない場合

イ 借受者が有料駐車場を開設しなかったとき

(14) 貸付期間終了時の条件等

ア 借受者は、貸付期間が終了するまでに、また、(13)により契約を解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付対象物件を原状に回復して返還しなければなりません。

イ この場合、借受者は県に対し返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等その他一切の請求をすることはできません。

#### 4 有料貸駐車場に関する条件

借受者は、自らの責任と負担において有料駐車場の設計、整備、運営、維持管理、修繕等を行うものとします。

##### (1) 駐車場の計画（設計）

ア 車室、車路及び設備配置については、十分に安全を確保してください。

イ 看板等を設置し、有料貸駐車場と判別できるようにしてください。

ウ 電源等の設備関係については用意していませんので、借受者が電力会社等と契約するようにしてください。

エ 精算機には連絡先等を明記し、借受者と駐車場利用者が直接連絡できる体制をとってください。

##### (2) 駐車場整備工事

整備工事開始前に県と設計及び施工スケジュールの協議を行ってください。

##### (3) 運営上の留意事項

有料貸駐車場の運営中にトラブルが発生した場合、30分以内に現地で対応できる体制をとってください。

##### (4) 駐車料金

ア 駐車場の駐車料金については、借受者が決定できるものとします。

イ 公園利用者等用の駐車場については、入庫後2時間までは無料としてください。

##### (5) その他

ア 借受者は毎月の駐車場の利用状況報告書を、翌月14日までに提出することとします。なお、事故や利用者からの苦情等があった場合は、直ちに報告してください。

イ 県は、駐車場の運営状況を随時調査することができ、借受者はこれに協力しなければならないこととします。

ウ 有料貸駐車場に関する近隣及び駐車場利用者への対応は、借受者が一切の責任で行うものとします。

エ 天災、駐車場内において生じた盗難、損傷その他県の責めに帰すことができない事故により借受者又は駐車場利用者が被った損害については、県は一切その責任を負わないものとします。

#### 5 入札手続に関する事項

##### (1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県総務部管財課財産管理係

電 話 058-272-1111（内線 2213）

F A X 058-278-2550

Mail c11116@pref.gifu.lg.jp

##### (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成31年2月8日（金）から平成31年2月26日（火）までの毎日（県の

機関の休日を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 交付場所

5 の(1)に同じ。

ウ 入札説明書は、岐阜県のホームページからダウンロードすることもできます。

(3) 入札参加申込みの方法

ア 入札に参加を希望される方は、一般競争入札参加申込書(様式第 1)に必要な書類を添付して、5 の(1)まで提出してください。

イ 提出期限 平成 31 年 2 月 26 日(火)

期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができません。郵送の場合にあっては、期限までに 5 の(1)へ到達したものを有効とします。

(4) 入札等に関する質問等

入札に関する質問がある場合には、平成 31 年 2 月 22 日(金)午後 5 時までに書面により 5 の(1)まで提出するものとする。(郵送・FAX・メール可)

6 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則第 114 条各号に該当するときは、免除します。

7 入札の日時等

(1) 日時・場所

日時 平成 31 年 3 月 6 日(水) 午後 2 時

場所 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号

岐阜県庁舎 2 階 2 B 会議室

(2) 入札の受付は、入札開始時刻の 30 分前から 10 分前までに行います。入札は、上記開始時間を厳守して行います。開始時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

また、一度会場に入場されますと、入札終了までは退場できません。会場内では、私語、携帯電話による会場外との連絡はできません。

(3) 入札へは、申込者又は代理人が必ず出席してください。

入札会場への入室は 1 名とします。なお、代理人によって入札する場合は、委任状(様式第 4)を作成の上、提出してください。ただし、1 人で複数の代理を兼ねることはできません。

8 入札日の持参品等

(1) 入札書(様式第 3)

(2) 委任状(様式第 4)

入札参加申込書の申込者本人が入札に参加される場合は不要です。法人の代表権のない方やむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任者(申込者)の印鑑証明書を添付した委任状を持参してください。

(3) 印鑑

入札参加申込書に押印したご本人の印鑑を持参ください。

ただし、代理人が入札される場合には、申込者ご本人(委任者)の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参ください。

- (4) 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)
- (5) 身分証明書(ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの 例：運転免許証)
- (6) 入札用定型封筒

#### 9 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札参加者は、岐阜県庁前公園北駐車場用地の賃貸借に関する一般競争入札公告、本説明書及び契約書(案)並びに賃借物件の現況等を熟覧のうえ入札してください。
- (2) 現物と公告物件の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことができません。
- (3) 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。
- (4) 入札書には、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印(代理人の場合は、代理人の氏名及び代理人の印鑑)のうえ封をして、入札者の氏名(代理人の場合は、代理人の氏名)を明記し、所定の入札箱に投函してください。

##### 【入札用封筒】

(表)

入 札 書 在 中  氏名
---------------------

(裏)

印                      印                      印
---

- (5) 入札書への金額の記入は、所定の欄に算用数字(0、1、2、3…)を使用してください。なお、ケタ数には十分ご注意ください。
- (6) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回をすることができません。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。
  - ① 入札に参加する資格を有しない者がした入札
  - ② 委任状を持参しない代理人がした入札
  - ③ 指定の時刻までにされなかった入札

- ④ 所定の入札書によらない入札
- ⑤ 同一事項の入札について、入札者又は代理人が1人で2以上の入札をした場合、その全部の入札
- ⑥ 代理人が2人以上の者の代理をした場合、その全部の入札
- ⑦ 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合、その全部の入札
- ⑧ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- ⑨ 記名押印を欠いた入札書による入札
- ⑩ 必要な記載事項を確認できない入札
- ⑪ 入札金額を訂正した入札書による入札
- ⑫ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し又は削除した場合にその箇所に押印のない入札
- ⑬ 競争入札参加申込期限日から入札の日までの期間内に、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた者がした入札
- ⑭ 郵便または電信による入札
- ⑮ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 入札金額

- (1) 入札金額は、3（3）の貸借期間中の貸借料の総額を記入してください。
- (2) なお、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額のうち、平成31年9月30日までの貸付け分に係る金額については当該金額の100分の8に相当する額を、平成31年10月1日からの貸付け分に係る金額については当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の合計（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち、平成31年9月30日までの貸付け分に係る金額の108分の100に相当する額と、平成31年10月1日からの貸付け分に係る金額の110分の100に相当する額との合計額を入札書に記載してください。

## 11 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った入札者にお知らせします。
- (3) 落札者は、次の方法により決定します。
  - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、岐阜県が定める予定価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。
  - ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員にくじを引かせます。

(4) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

## 12 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は名称)及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、入札情報はすべて情報公開の対象となります。

## 13 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

## 14 契約の締結

(1) 別紙土地賃貸借契約書(様式第5)により、契約書を作成するものとします。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(3) 賃貸借契約は申込者名義で行います。

(4) 落札者が、入札の日から本契約締結の日までの期間内に、暴力団又は暴力団関係者(2の(3)の各号に掲げるものをいう。以下同じ。)に該当することが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に暴力団又は暴力団関係者に該当することが判明した場合は、原則、契約を解除します。

## 15 その他

この説明書に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、岐阜県公有財産規則、岐阜県公有財産事務処理規程、岐阜県会計規則、岐阜県会計規則取扱要領及びその他関係法令等の定めるところによります。

### 問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁舎 3階

岐阜県総務部管財課財産管理係

(電話)058-272-1111(内線 2213) (FAX)058-278-2550

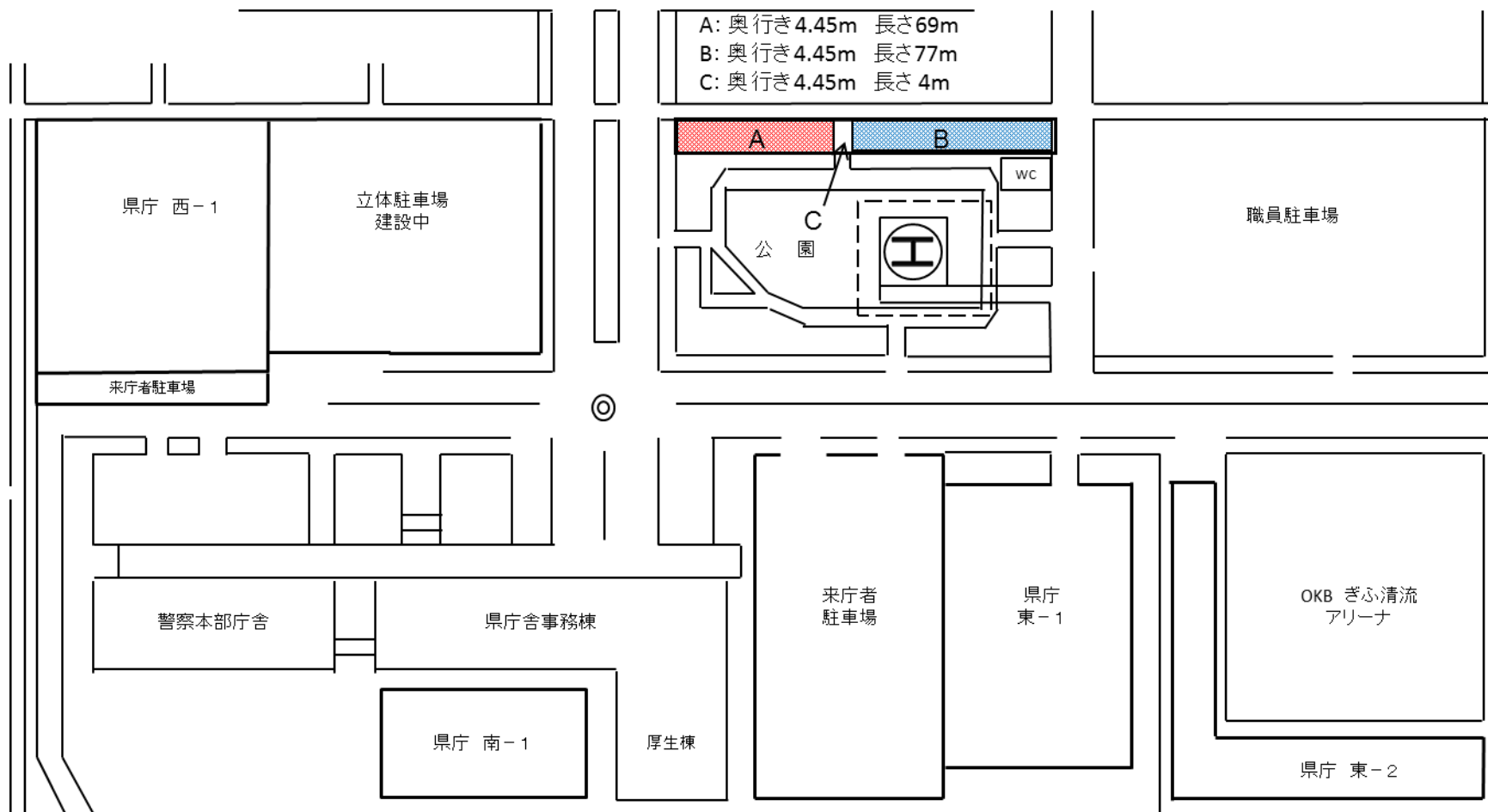
E-mail c11116@pref.gifu.lg.jp



別紙

岐阜県庁前公園北駐車場の名称、所在地及び設置場所等

区 分	内 容
1 名 称	岐阜県庁前公園北駐車場
2 所在地	岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号の一部
3 貸付面積	649.7 m <sup>2</sup>
4 貸付場所	別紙のとおり
5 貸付状況	<p>※平成 3 1 年 2 月 8 日時点の貸付状況</p> <p>(1)月極駐車場（駐車可能台数：20 台（うち軽自動車専用 3 台））            駐車料金：月額 8,500 円（軽自動車専用駐車場：月額 7,500 円）            契約台数：普通車 17 台、軽自動車 3 台</p> <p>(2)公園利用者等駐車場（駐車可能台数：4 台）            駐車料金：全日 60 分 100 円、入庫後 12 時間まで最大料金 500 円            （入庫後 2 時間までは無料）</p>



※cは駐車スペースとして使用できません。  
 ※現在ある白線が道路との境界になります。  
 ※県庁舎再整備に伴い、周辺状況が変更になる場合があります。

様式第 1

一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

申込人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

代理人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

岐阜県庁前公園北駐車場用地の賃貸借に関する一般競争入札に参加したいので、申込み  
します。

なお、入札説明書に記載の「入札参加者の資格に関する事項」について、各号の資格を  
有していることを確約します。

【添付書類】

①誓約書

様式第 2

誓 約 書

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

※印鑑証明書の印をご使用ください。  
※法人にあっては、主たる事務所の所在地及び法人名  
並びに代表者の氏名を記載してください。

このたび、岐阜県庁前公園北駐車場用地の賃貸借に関する一般競争入札の参加申込にあたり、下記の事項に相違ない旨確約のうえ、貴県における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、下記 3 について疑義がある場合は、貴県が岐阜県警察本部に照会することについて承諾するとともに、照会で確認された情報は、今後、私（当社）が貴県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者に該当しません。
- 2 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されています。【資格者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇】
- 3 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑦までのいずれにも該当しません。
  - ① 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ② 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
  - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用して

いる法人

- ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して  
いる法人
- ⑤ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を  
供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関  
与している法人
- ⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべ  
き関係を有している法人
- ⑦ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与してい  
る者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約  
等を締結し、これを利用して  
いる法人

4 岐阜県内に本店、支店又は営業所を有しています。

名称	所在地

5 駐車場の管理運営業務において、3年以上の実績を有しています。

駐車場名等	所在地	期間

6 入札の参加にあたっては、入札公告、入札説明書の内容を承知したうえで参加します。

様式第 3

入 札 書

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

入札者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

※印鑑証明書の印をご使用ください。

※代理人が入札する場合は、代理人の住所・氏名をご記入ください。

※代理人の場合は、委任状の印鑑をご使用ください。

案件名：岐阜県庁前公園北駐車場用地の賃貸借

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
											円

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。  
2 記載する金額は、契約希望金額(賃貸借期間中の賃貸借料総額)のうち、平成 31 年 9 月 30 日までの貸付け分に係る金額の 108 分の 100 に相当する額と、平成 31 年 10 月 1 日からの貸付け分に係る金額の 110 分の 100 に相当する額との合計額を記入すること。

様式第 4

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、岐阜県庁前公園北駐車場用地の賃貸借に関する一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

委任者（申込人）

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

※印鑑証明書の印をご使用ください。  
※法人にあつては、主たる事務所の所在地及び法人名  
並びに代表者の氏名を記載してください。

【添付書類】

委任者の印鑑証明書 1 通

様式第 5

土地賃貸借契約書（案）

貸主 岐 阜 県（以下「甲」という。）と借主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件）

第 1 条 甲は、この契約の定めるところにより、下記に掲げる土地（以下「賃貸借物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

所在地 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号

地 目 宅地

面 積 1 4 9, 0 1 2. 8 m<sup>2</sup>のうち 6 4 9. 7 m<sup>2</sup>

（使用目的）

第 2 条 乙は、賃貸借物件を自動車貸駐車場（以下「駐車場」という。）の運用の用に供しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件に駐車場の附属施設を設置することができる。

(1) 駐車場機器

(2) 駐車場としての路面設備等の施設

(3) 駐車場に関する看板

(4) その他必要な設備

3 乙は前項の附属施設を設置する場合、事前に文書により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は、第 2 項の附属施設、又は既存の工作物を撤去する場合は、事前に文書により甲に申請の上、甲の承諾を得なければならない。

（契約期間）

第 3 条 この契約による賃貸借契約期間（以下「契約期間」という。）は、平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。

（賃貸借料）

第 4 条 賃貸借料は、次のとおりとする。

契約金額 金< 落札金額 >円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）とする。

2 甲は、経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃貸借料の改定を行うことができる。

（賃貸借料の支払い）

第 5 条 甲は、前条に定める賃貸借料について、年度当初に乙に納入通知書を送付するものとする。

2 乙は、前項の納入通知書により、賃貸借料を指定期日までに甲に支払わなければならない。

（転貸等の禁止）

第 6 条 乙は、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れし、若しくは担保に供し、又は営業の一括委託若しくは名義貸し等をしてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務等について甲の承認を受けたときは、業務の一部を委託することができる。

（免責事項）

第 7 条 天災、駐車場内において生じた盗難、損傷その他甲の責めに帰すことができない事故により乙又は駐車場利用者が被った損害については、甲は一切その責任を負わない。



(使用上の制限等)

- 第8条 乙は、賃貸借物件の使用に当たり、この土地を改変してはならない。ただし、あらかじめ甲から書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 乙は、賃貸借物件及び設置した工作物を有料貸駐車場以外の目的に使用してはならない。
  - 3 乙は、賃貸借物件に建物を設置してはならない。
  - 4 乙は、県庁前公園の北入口部分には、駐車スペースを造ってはならない。

(賃借人の管理義務)

- 第9条 乙は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 乙は、賃貸借物件の使用に当たって、各関係法令等を遵守し、事故防止の措置を講ずるとともに付近住民に迷惑をかけないように十分注意しなければならない。苦情、事故等が起きた場合においては、乙の責任において処理するものとする。
  - 3 乙は、甲が賃貸借物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。
  - 4 賃貸借物件の維持管理に関する費用は、すべて乙の負担とする。

(実地調査)

- 第10条 甲は、本契約書に定める条件の履行状況の確認等のため、必要があると認めるときは、実地調査をし、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(利用状況の報告)

- 第11条 乙は、毎月の駐車場の利用状況について、翌月の14日までに利用状況報告書を甲に提出しなければならない。

(損害金の徴収)

- 第12条 乙は、第5条第2項に規定する納期限までに賃貸借料の全部又は一部を納付しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、賃貸借料又は賃貸借料のうち未納金額に対し、年2.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を損害金として徴収する。ただし、天災その他避けることのできない理由により甲において納期限の延長を認めるときは、この限りではない。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、本契約に定める事項に違反行為があつたときは、本契約を解除し、乙に対し違約金を請求することができる。この場合において乙は、異議なくこれに応じなければならないものとし、その契約解除の通知により本契約は終了したものとする。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、賃貸借料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約期間内の契約終了等)

- 第13条の2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、契約を解除することができる。
- 2 災害その他不可抗力等により駐車場としての使用を継続することが困難と判断される場合は、甲乙協議により、本契約を合意により終了することができる。
  - 3 前項により契約を終了した場合は、甲は、契約を終了した日の翌日から、乙がすでに納付している期間に該当する賃貸借料相当額を返還するものとする。なお、契約を終了する日までの賃貸借料が納付されていない場合は、別途甲が発行する納入通知書により、別途甲が指定する期日までに不足額を納付するものとする。返還額及び不足額の算定に当たっては、日割により計算し、一円未満の端数は切り捨てるものとする。
  - 4 乙は、乙が賃貸借物件を借り受けている期間中に、次の借受者が決定した場合は、次期借受者に対し、円滑かつ支障なく当業務を遂行できるよう、引き継ぎを行わなければならない。

ならない。

(暴力団排除措置による解除)

第 13 条の 3 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、何らの催告を要せず、契約を解除することができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき。
  - (2) 暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - (3) 役員等(役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用しているとき。
  - (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用してしているとき。
  - (6) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (8) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用してしているとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、賃貸借料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、第 16 条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(賃貸借物件の返還)

第 14 条 頭書の契約期間が満了したとき、若しくは第 13 条第 1 項、第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項又は第 13 条の 3 第 1 項の規定により契約が解除となったときは、乙は、自己の費用をもって甲の指定する期日までに賃貸借物件を原状に復したうえ、甲に返還しなければならない。ただし、甲が賃貸借物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

- 2 乙が前項の規定に反して、賃貸借物件を原状に復して返還しない場合は、乙が設置した付属施設について、甲が撤去及び処分並びに原状回復のための処置を行い、その費用を乙に請求することができる。
- 3 前項の場合において、甲は、契約が終了又は満了した日から甲が原状回復した日までの期間の賃貸借料に相当する額を乙に請求することができる。

(立退料の請求禁止等)

第 15 条 乙は、契約の終了又は満了にあたり、立退料その他これに類する一切の請求をすることができない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関する訴の管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする岐阜地方裁判所とする。

(疑義の決定等)

第 18 条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

貸主 (甲) 岐阜市藪田南 2 - 1 - 1  
岐 阜 県  
代表者 岐阜県知事 古田 肇

借主 (乙)